

毎月第1・第3日曜日発行 広報みたかはシルバー人材センター の会員がお届けしています。

発行:三鷹市 編集:秘書広報課

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

市役所代表電話 ☎0422-45-1151代)

ホームページ http://www.city.mitaka.tokyo.jp/

携帯サイト

http://www.city.mitaka.tokyo.jp/i/



今号の紙面から

新川防災公園・ 多機能複合施設(仮称)整備事業……2面

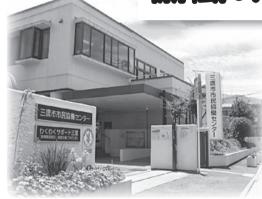
平成24年市内地区別刑法犯 認知件数 ………3面

4月からごみの分別方法と粗大ごみ 処理手数料の算出方法が変わります…3面

市からのお知らせ ………7面から



協働の拠点として10年、「市民協働センター」



三鷹の協働のまちづくりの拠点「市民協働センター」は、平成15年の開設以来10年にわたり、「つなぐ(協 働)」「ささえる(支援)」「つむぎだす(参画)」という3つの機能を相互に連携しながら、市民や団体の活動を サポートしてきました。また、20年には、同センター企画運営委員会の委員を中心とした市民で構成す る[NPO法人みたか市民協働ネットワーク]が設立され、21年4月から同施設を管理・運営する指定管理 者を務めるなど、市民や団体、行政を橋渡しする重要な役割を担っています。

協働の取り組みのさらなる拡充に向けて、ますます活躍の場が広がる「市民協働センター」の新たな 10年にご期待ください。 問同センター☎0422-46-0048

• トークサロン

(テーマごと自由参加形式)の実施

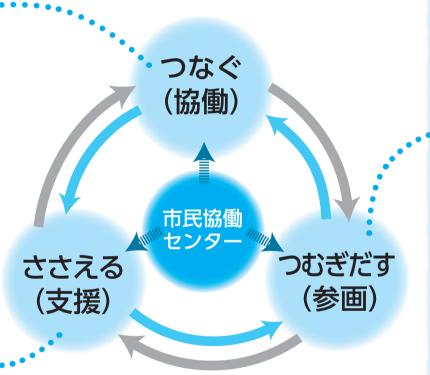
- センター利用者による懇談会の実施
- みたか市民活動・NPOフォーラムの開催
- がんばる地域応援プロジェクトの 実施支援

活力ある地域づくりを応援 「がんばる地域応援プロジェクト」

〈例〉①高齢者宅へ定期的に花を宅配し、 見守りと同時に交流を増やす取り組み、 ②従来の町内清掃活動と連動して寄せ 植え作りなどを行い、町内美化を進め る取り組みなど

- 講座・セミナーの開催
- ●NPO設立などの相談
- ホームページへの情報掲載
- ●ニュースレターの発行
- ●会議室、ロッカー、印刷機などの提供

【市民協働センターの機能】



- 市政関連資料の提供
- パブリックコメント資料の配布・
- まちづくりディスカッションの 開催支援

まちづくりに市民の声を反映 「まちづくりディスカッション」

無作為抽出で選ばれた市民 が、さまざまな立場を越えて まちづくりの課題について話 し合う市民参加と協働の手法 の一つで、平成18年度から5 回実施しています。市政に声 を届ける機会がなかった方々 の意見を掘り起こすこの取り 組みは、参加者の満足度も大 変高く、その後の交流や市政 参加のきっかけにもなってい ます。同センターは第1回か ら事務局を担っており、毎回、 参加者からの貴重な提案を 「つむぎだし」てきました。

「多元的・多層的」な 協働アクションを目指して

NPO法人みたか市民協働ネットワーク 代表理事 正満たつる子

市民協働センターがオープンしてから早く も10年を迎えます。市との協働のまちづくりのパートナーとし て平成20年に設立された「NPO法人みたか市民協働ネットワー ク」は、「つなぐ」「ささえる」「つむぎだす」の機能をフルに発揮 して協働のまちづくりを応援してきました。これからも、「多 元的・多層的」な協働アクションを目指して、多くの方々にご 利用いただけるよう協働運営に取り組んでいきます。みなさん もぜひご一緒に、まちづくりにご参加ください。

市民協働センター 下連雀4-17-23☎0422-46-0048

HP http://www.collabo-mitaka.jp · ⊠kyoudou@collabo-mitaka.jp

開館時間:午前9時~午後9時30分/休館日:火曜日(祝日の場合は開館し次の平日は休館)

参加と協働の理念を示す「三鷹市の最高規範」—**三鷹市自治基本条例**-

参加と協働を市政運営の基本とする[三鷹市自治基本条例]は、コミュニティや市民協働センターを中 心とした三鷹の参加と協働の歴史、実践の成果として、平成18年4月に施行されました。この条例の理 念を基礎として、パブリックコメント、会議の公開に関する制度、無作為抽出の公募委員方式による市 民会議、「まちづくりディスカッション」など、三鷹らしい協働のまちづくりを進めています。三鷹の参 加と協働の歴史が自治基本条例を生み、その理念が新たな参加と協働を創造しています。

間企画経営課☎内線2112

100歳のお祝いに伺ったお宅で

部課長コ ラム、新着情報などをお届けします。登

ジまたは携帯サイトからどうぞん

堂光のホールで「敬老のつどい」を開催します。 の磁気ループなどバリアフリーに配慮した公会 9月には、エスカレーター・聴覚障がい者向け ないのですが、ご理解をお願いします。 うように条例改正を提案し、可決されました。 4月からは敬老金贈呈対象者は90歳以上の方に た。私は熟慮して、昨年12月の市議会に、この け取るのは恐縮です」という長寿の方の声が増 や後期高齢者医療も使っているので敬老金を受 して、引き続き市長が敬老金をお届けするとい **延医療連携などを開始してきました。** 二歳以上の市民の皆様は、 長寿化が進むにつれて、「介護保険サービス 対象外となった77歳、88歳の皆様には申し訳 敬老金をそのまま寄付される方もありまし

を支えるふれあいサポート事業、地域ケアネッ を訪問してきました。 - ワーク事業、見守りネットワーク事業や認知 訪問時に伺った生の声に基づいて、ごみ出し

は約3千人の対象者の内、約1,800人の方 たが、近年は約400人となり、最近5年間で 10年前の訪問件数は年間で200人ほどでし

歳以上を迎えた市民の皆様のご自宅をお誕生月 は表彰状も渡しています。 フレットとともにお渡しして、 **际にはご家族やご近所の方とご一緒にインスタ** に訪問し、敬老金を贈呈してきました。訪問の 、トカメラで写真を撮影し、防犯や防火のパン

の取り組みとして、ご長寿の方を敬い、ご長寿 を祝福する「敬老金贈呈事業」を続けています。 民には1万円と改めて現在に至っています。 呈することとし、平成22年度に100歳以上の市 **万円、そして100歳以上の市民には3万円を贈** は77歳の市民に5千円、88歳と99歳の市民に1 贈呈金額の改定を何度か重ねて、 平成14年度から することから始まりました。その後、対象年齢や 満3年以上市内に在住している方に千円を贈呈 私は平成15年度に市長に就任以降、88歳、 昭和33年に「敬老金条例」を制定して、80歳以上 |鷹市では、「健康長寿のまちづくり」の一つ

